

JAMの主張

すべての働く者のための 働き方改革を実現しよう

機関紙 J A M 2018 年 4 月 25 日発行 第 231 号

4月6日に閣議決定し、国会に提出された「働き方改革関連法案」は、これまでわれわれが反対し続けてきた「企画型裁量労働制の対象拡大」は削除されたものの、「高度プロフェッショナル制度の創設」は残されたままとなっている。また、時間外労働の上限規制を労働基準監督署が中小企業の実態に配慮して助言・指導する旨が追記され、一部を除き施行期日を中小企業に対して一年延期するとなっており、深刻な人手不足下にある中小企業で、過労死の労災認定基準以上の働き方が蔓延する懸念もある。

さらには、これまで8年にわたりダブル・スタンダードの状態にある「月60時間超の時間外割増率50%の適用猶予措置」までも、2023年4月に延期されることとなれば、中小企業に働く仲間の「命の価値」と「労働の価値」を軽んずるものであり、決して許されるものではない。

そもそも「働き方改革実行計画」には、働く人の視点に立って労働制度の抜本改革を行ないと書いてあるものの、しかし実態は「働く人の視点」ではなく「働かせる人の視点」となっているとしか思えない。憲法14条1項で「法の下での平等」が保障されているにもかかわらず、日本の99.7%を占める中小企業や、労働者の約7割に当たる中小企業労働者が、労働の最低ルールを定める労働基準法の埒外に置かれる由々しき事態だ。

弱い立場にある中小企業労働者のことを優先に考える「シンク・スモール・ファースト」の精神が欠落していると言わざるを得ない。

政府の「働き方改革」が「働かせ方改革」へ、「1億総活躍社会」が「1億総犠牲社会」とならぬよう、今後の国会審議において、民進党・希望の党・立憲民主党が連携し「高度プロフェッショナル制度の創設阻止」や「中小企業も含む同時施行」、「ダブル・スタンダードの即時廃止」に向けてご奮闘頂きたい。

「すべての働く者のための働き方改革」が実現するよう、J A Mも全力で取り組んでいく！

副書記長 川野英樹